

## 会 議 録

|          |   |
|----------|---|
| 会議の名称    | 平成28年度 第1回 所沢市成年後見制度推進検討委員会   |
| 開催日時     | 平成28年 6月 2日(木) 15時00分 ~ 17時00分  |
| 開催場所     | 市役所高層棟7階 研修室  |
| 出席者の氏名   | 渡辺 富士夫(委員長)、田中 満枝(副委員長)、近藤 宏一、原 紘一、秋田 純子、安藤 泰子、荻野 亨、並木 和人、井上 典、山崎 英雄、黛 浩一郎、原口 紀子  |
| 欠席者の氏名   | 北田 裕司、池田 隆人   |
| 説明者の職・氏名 |   |
| 議 題      | (1) 市民後見人の養成について<br>(2) 所沢市こどもと福祉の未来館における成年後見センター機能について<br>(3) その他  |
| 会議資料     | 【配布資料】<br>資料1 市民後見人候補者養成講座<br>資料2 平成27年度 所沢市市民後見人候補者養成講座(基礎編)加付資料<br>資料3 平成28年度 所沢市市民後見人候補者養成講座(実践編)加付資料(案)<br>資料4 福祉の相談窓口における成年後見支援の流れ<br>資料5 成年後見センター機能を担うためのプロセス<br>参考資料 所沢市こどもと福祉の未来館事業概要 |
| 担当部課名    | 福祉部 福祉総務課 地域福祉担当<br>電話04(2998)9113<br>福祉総務課長 佐々木 厚、福祉総務課主幹 斎藤 伸壽<br>福祉総務課副主幹 佐藤 尊之、福祉総務課主査 遠藤 康代<br>福祉総務課主任 平井 孝浩   |

| 発言者                    | 審議の内容（審議経過・決定事項等）  |
|------------------------|--|
| <p>事務局<br/>（斎藤主幹）</p>  | <p><b>1. 開 会</b></p> <p>開会を宣言した。</p> <p>会議の運営方法に関して<br/>会議の公開・非公開、会議録の記録方式、会議録の確定について、それぞれ、全委員の承認に基づき、下記のとおり決定した。<br/>会議の公開・非公開について（原則、公開とする）<br/>会議録の記録方式について（発言者名は公開とし、要約方式で記録する）<br/>会議録の確定について（委員長に署名・承認を得て、確定する）</p> <p>会議に関する説明・資料の確認<br/>下記事項の説明を行い、その後、資料の確認を行った。<br/>・会議の終了予定時刻（16時30分）<br/>・本日の委員会における委員・事務局以外の参加者（傍聴者1名、報道機関0名）</p> |
| <p>事務局<br/>（佐藤副主幹）</p> | <p><b>2. 議 題</b></p> <p>（1）市民後見人の養成について</p> <p>事務局より、資料1～3を用いて、27年度に実施した所沢市市民後見人候補者養成講座（基礎編）の報告及び28年度実践編の概要について説明を行った。</p> <p>以下、質疑等</p>   |
| <p>渡辺委員長</p>           | <p>市民後見人の養成について事務局から説明があったが、一つずつ順を追ってご意見を伺いたい。</p> <p>まず、資料1、2の「27年度所沢市市民後見人候補者養成講座（基礎編）報告」について、ご意見はあるか。</p>   |
| <p>秋田委員</p>            | <p>資料の確認をしたい。以前の資料では受講者の年齢は45から70歳と伺っていたと思う。</p>   |
| <p>事務局<br/>（佐藤副主幹）</p> | <p>最低年齢は45から70歳が正しい。資料の誤りである。</p> <p>要項では65歳を上限として募集を開始したが、説明会で当該者より受講したいとの要望があった。年齢制限の趣旨は、養成期間を考えると後見人として選任が困難となる可能性があったため設定したものである。本人に趣旨を伝えた後、再度意向を確認し、了承したため受け入れた経緯がある。</p> <p>また、募集結果が定員の20名に満たなかったことから柔軟に対応したものである。</p>   |

|                |   |
|----------------|---|
| 秋田委員           | <p>広報活動も期待できるため、対応はよかったと思う。45から70歳で18名の受け入れとなったが、職業など、立場としてはどのような方が多かったのか。今後の様々な展開を想定したいので、可能な範囲で伺いたい。</p>                              |
| 事務局<br>(佐藤副主幹) | <p>定年から地域貢献を目指す者、社会福祉協議会で支援員として活動している者、土業職もいたと記憶している。</p>   |
| 渡辺委員長          | <p>18名のうち時間的に市民後見人の活動が困難と思われる者はいたか。</p>   |
| 事務局<br>(佐藤副主幹) | <p>市民後見人の活動が平日となることを想定してカリキュラムを設定した。出席状況等からも18名全員が活動できるものと考えている。</p>  |
| 渡辺委員長          | <p>他市においては、60から80名養成している自治体もあるが、当市は少数精鋭で養成するということである。アンケートの中に、市の方向性が見えないという意見があったようだが、回答はしたのか。</p>                                      |
| 事務局<br>(佐藤副主幹) | <p>基礎編講座の最後にアンケートを実施したものであるため、回答はしていない。説明会においては、フォローアップ講座や社協などで支援員としての実績を積んでいき、市民後見人になることを想定しており、年数は2～3年、それ以上かかることも想定していることは伝えている。</p>  |
| 渡辺委員長          | <p>実践編が始まるころには、受講者の不安がないよう対応や配慮をお願いしたい。実践編について質問はあるか。</p>   |
| 近藤委員           | <p>誤字かと思うので確認したい。資料3の8月5日(金)の科目について、「後見付与申立の実務」は、「報酬付与申立の実務」の誤りではないか。また、実践編を始める前に受講意思の確認をすることとしていたと思うが、確認はしているのか。</p>                   |
| 事務局<br>(佐藤副主幹) | <p>基礎編修了時点では18名全員から実践編を受講する意向をいただいている。実践編のカリキュラムが固まってきたので、これから再度確認を行う。基本的には全員が受講するものと考えている。</p> <p>報告書を作成するカリキュラムの後であることから報酬付与が正しい。</p> |
| 原委員            | <p>資料3における9月の施設実習、「きぼうの園」、「プロペラ」、「こあふる」とはどのような施設か。</p>  |
| 黛委員            | <p>いずれも社会福祉協議会が関連している施設である。きぼうの園、プロペラ、こあふるはいずれも市立であり、指定管理で社協が運営している障害者施設である。所沢市民間高齢者福祉連絡協議会は市内の高齢者施設の法人の集合体であり、社協が事務局をしている。</p>         |

|                |  |
|----------------|--|
| 渡辺委員長          | 11月4日の家庭裁判所の視察について、予定講師が裁判所主任書記官や裁判所OBとあるが、案内役か、または指導も含まれているのか。  |
| 事務局<br>(佐藤副主幹) | 裁判所と調整中であるため、詳細についてはこれから検討する。市民後見人が家庭裁判所で事務手続きのレクチャーいただくことが望ましいと考えている。   |
| 渡辺委員長          | 主任書記官が講義をすることは想定していないのか。   |
| 事務局<br>(斎藤主幹)  | 講義が望ましいが、施設案内が中心になるのではないかと思う。要望として挙げたいと思う。   |
| 近藤委員           | 裁判所の4階に書記官室があるが、施設見学であると30分程度で終わってしまうことが予想される。2階に法廷もあるが、後見事務で法廷を使用することはないため、施設見学だけでは面白みに欠けると思われる。  |
| 事務局<br>(斎藤主幹)  | 内容を検討いただくよう要望したい。  |
| 渡辺委員長          | DVDなども多くあるため、それらを活用する方法も考えられる。   |
| 近藤委員           | 一般の後見に関するDVDや、市民後見人の必要性を訴えるために、件数やデータを示してもらうことはどうか。<br>その関連で、裁判官OBはどのような役割を想定しているか。  |
| 事務局<br>(佐藤副主幹) | 詳細を詰めていないが、解説していただくことを想定している。  |
| 近藤委員           | 裁判官OBに公証人役場の講義いただくというよりも、裁判所の案内役という理解でよいか。   |
| 事務局<br>(佐藤副主幹) | 家庭裁判所の役割を学ぶ枠であり、裁判官OBにその解説を期待している。公証人役場を視察することは想定していない。  |
| 近藤委員           | 個人的な見解としては、書記官は後見問題に詳しく、弁護士会に対しても解説をいただくこともある。書記官からの説明があるほうが望ましい。公証人役場は別の組織であることから、任意後見の現場を確認することが目的であれば、ひとつの候補となる。OBといっても経験者とは限らないため、立ち位置については検討いただきたい。 |
| 渡辺委員長          | フォローアップはどのようなものを想定しているか。   |

|                |  |
|----------------|--|
| 事務局<br>(佐藤副主幹) | 具体的な内容はこれから検討する。2月ぐらいに事例研究で調整したいと考えている。  |
| 原口委員           | 11月の事例報告と検討は、9から10月の施設実習での具体的な検討事例を考察するものか。  |
| 事務局<br>(佐藤副主幹) | 講師からの事例提示を受け、対応を学ぶ内容になると考えるが、確認したい。  |
| 原口委員           | 実際の体験した事例を検討するのか。それとも現場研修と事例考察は別の科目かが知りたい。   |
| 渡辺委員長          | <p>講師の考えもあるが、事案の中の問題点を掘り下げながら検討していくことが学習になると思う。意見を参考に、今後講師と詰めていただきたい。</p> <p>養成講座が修了した18名が、実践修了後については面接等を経て、法人後見支援員として活動する予定だが、社協では何人程度を受け入れることが可能か。</p>   |
| 黛委員            | <p>過去の委員会でも発言したとおり、法人後見の受任を10件程度目標としてきた。したがって、支援員は多くても10名程度と考えてきた。現状5件程度の案件で推移していることから、1件に対して、1名ということであれば5名となる。ただし、1件の案件に対して、複数での支援も考えられるため、今後検討していく必要があると思う。</p> <p>カリキュラム修了者が即戦力とならないケースもあるため、検討していきたい。現状では10名程度を想定している。</p> |
| 渡辺委員長          | 支援員はボランティアとなるのか。   |
| 黛委員            | これから詳細は検討していく。社会福祉法で定めているあんしんサポートねっこの事業では支援員を委嘱しており、時給制で雇っている状況である。委託元である県社協からは雇用を要望されているが、財源がないため難しい。これらと併用した場合、一方では雇用、また一方では委嘱となることから、全体のバランスを考慮して、検討していく必要がある。現時点では委嘱になると考えている。   |
| 渡辺委員長          | 仮に雇用するとしたら、何名くらい可能か。   |
| 黛委員            | 支援員がどの程度の動きが可能か不明である。どの職種やパターンで雇用することが望ましいか模索しているところである。県内の状況を確認していきたいと考えている。  |

|               |   |
|---------------|---|
| 渡辺委員長         | 社協でフォローアップ研修を修了した者を10名雇用できると仮定した場合に、10名については実務を積むことができる。仮に18名全員が市民後見人活動を希望した場合、残りの8名については、実務経験をどのように培うものと考えているか。  |
| 事務局<br>(斎藤主幹) | 市では支援員のような職種がないため、雇用はできない。仮に市民後見人として、臨時職員を雇用したところで仕事がない。仕事がない人を雇用することはできない。したがって法人後見の支援員として実践を積んでもらうことが望ましい。依頼するとしても社会福祉協議会しかないと考えている。よい知恵があれば伺いたい。例えば、土業から社協へのリレー方式で後見業務をつなぎ社協の受任件数を増やすことは可能か。 |
| 近藤委員          | 法人後見の受任件数を増やす意味においては必要かもしれないと思う。法人後見に対応できる状況や人員を確保できるかが問題である。1つの案件に対して複数で対応する場合にも支援員が必要となる。その支援費を捻出するため、市の予算措置が必要であると考え。財源が課題である。   |
| 渡辺委員長         | 18名全員が社協で実務経験を積むことが望ましい。そのために、案件を増やす手立てや市からの財政援助が必要不可欠であり、具体的に考える必要がある。社協としてはリレー方式での受け入れについてどう考えるか。   |
| 黛委員           | 法人後見の開始にあっては、市からの要請ではなく、社協としての使命であった。また、市民後見人の養成にあっては社協が進めることが前提であった。体制としては脆弱な状況である。しかし、市や土業の支援によって、案件が増やせる体制が作れば、前向きに考えたい。   |
| 渡辺委員長         | 社協の法人後見の支援員が現実的であると思う。  |
| 事務局<br>(斎藤主幹) | 土業から社協へのリレーの後に、社協から市民後見人へのリレーは考えられるか。困難な場合には複数後見ということも考えられるか。   |
| 渡辺委員長         | 可能性はゼロではないと思うが、あまり想定ができない。監督人になればよいという判断もあり得る。  |
| 近藤委員          | 過去に事例はあったように思う。後見人が変わるにより、被後見人に不利益がないかが焦点となるだろう。  |
| 渡辺委員長         | 当初の家庭裁判所の想定では、社協の支援員として活動や実績を積んだ者に対して、市民後見人として受任させることとしていた。将来的には有りうると思う。18名の活動の場について、他に意見はないか。  |

|               |   |
|---------------|---|
| 原委員           | <p>「NPO法人にここ」に対して、監督人が付いた事例がある。家庭裁判所が一般のNPO法人を認めることが難しい事例もある。また、土業から社協へ繋ぐことについても、疑問が残る。家庭裁判所は親族申立の場合、親族の後見が困難で土業が後見人となった場合、整理されたら親族に戻すことを想定している。したがって、落ち着いたから社協へリレーすることはあり得るだろうか。</p>           |
| 渡辺委員長         | <p>土業が成年後見業務を受けるのは報酬見込みがあることを前提としているため、社協へ引き継ぐ可能性はある。報酬見込みがないことから社協の法人後見という選択肢はあると思う。社協の受任案件を増やすことで、社協における市民後見人候補者18名の活動の場を確保することができる。案件の内容から被後見人からの報酬が期待できないため、次のステップとして、社協への経済的な支援が必要になる。</p> |
| 事務局<br>(斎藤主幹) | <p>市としては、市長申立に限り、報酬助成の制度を整えており、予算化されている。したがって、市長申立の案件を土業が受け、整理した後に社協へリレーしたとして、市からの報酬助成を社協が受け取ることができる。また、市民後見人候補者の活動の場の確保という意味では、財政的な支援の必要性を感じている。</p>   |
| 原委員           | <p>社協は預金がないケースを受任するケースが多い。したがって、支援員の報酬をまかなえない可能性が高いため、財政的な支援として、別途の支援措置を検討いただきたい。</p>   |
| 渡辺委員長         | <p>市民後見人候補者の活動の場を検討していくうえで、財政的な支援を市にお願いしたい。市民後見人を誕生させていくうえで、現実的には社協が何らかの役割を果たすしかないと思う。社協としても受け入れ体制を整えていただきたい。</p>   |
| 事務局<br>(斎藤主幹) | <p>生活保護受給者は、原則報酬助成の対象となり、裁判所の審判の範囲内で助成することができる。社協の中で支援員としてではなく、職員として働く場合、その人件費は、社協の活動費や市から補助によりまかなわれる。財政的な制限がある中で予算の増額は難しい。新たなスキームができれば、財政的な対応も可能であると考えているため、お知恵を拝借したい。</p>                     |
| 渡辺委員長         | <p>社協へのリレーを前提とした場合に、財産調査等を専門職が整理し、その後社協にリレー方式で繋ぐようなスキームを構築する。そのスキームを裁判所に伝えることで、土業から社協の法人後見のリレーは可能になるかもしれない。</p>   |
| 事務局<br>(斎藤主幹) | <p>そのようなスキームで支援員が実践を積むことが望ましいと考えている。</p>  |
| 渡辺委員長         | <p>社協の受け入れ体制と事案の流れのスキームを組むことで、18名全員が支援員として活動することが可能となるだろう。</p>  |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <p>事務局<br/>(佐藤副主幹)</p> | <p>議題<br/><u>(2) 所沢市こどもと福祉の未来館における成年後見センター機能について</u><br/>事務局より、資料4及び所沢市こどもと福祉の未来館事業概要を用いて、所沢市こどもと福祉の未来館及び福祉の相談窓口の概要説明を行った。また、未来館における成年後見センター機能として7つの役割について説明を行った。</p>                                   |
| <p>渡辺委員長</p>           | <p>未来館と成年後見センター機能との関わり、スキームについて説明いただいた。このことについて、意見はあるか。</p>   |
| <p>安藤委員</p>            | <p>未来館の多目的トイレについて、どのぐらいの数が設置されているものか。</p>   |
| <p>事務局<br/>(佐藤副主幹)</p> | <p>多目的トイレは各階に設置している。詳細の数字は手元にはないが、普通トイレにも車椅子が入れるよう配慮している。</p>   |
| <p>田中副委員長</p>          | <p>センター機能として相談窓口の他に、市にもそれぞれ相談窓口を設置しているとのことであるが、連携はどのようになっているか。成年後見に関わる間口は広い。市長申立が必要なケースについて、個別ラインで繋ぐ必要があるのではないか。資料4の中にはイメージとして記載されているほうが理解しやすかった。</p>   |
| <p>事務局<br/>(斎藤主幹)</p>  | <p>市長申立について、未来館の成年後見センターが市長申立の手続きを行うものではないことから載せなかった。担当部署がそれぞれあるため、必要に応じて各担当に繋ぐことを想定している。総合的な相談を受けていくうえで、適切に対応していく。</p>   |
| <p>事務局<br/>(佐藤副主幹)</p> | <p>市の相談受付窓口とは、地域包括支援センターや障害者支援事業所などのことで、ほかにも市内のNPO法人等がそれぞれ、相談に応じて対応している。市長申立が必要なケースについては、連携している。制度の説明や支援が必要というケースであれば、福祉の相談窓口も解決・支援していく。</p>  |
| <p>渡辺委員長</p>           | <p>他に地域福祉センターの成年後見センター機能として、当初の体制について、ご意見があれば伺いたい。</p>  |
| <p>近藤委員</p>            | <p>表現について伺いたい。資料4の左側 が「審判を下す」となっているが、法律用語としては「審判する」が正しい。 と図に「後見人が任命」となっているが、正しくは「後見人が選任」である。右側の被後見人は後見人の誤りであると思う。図の では相談内容に応じて、専門職等の後見方法を紹介しますとしているが、後見人のメリットデメリット等を紹介することが趣旨か。それとも申立支援のことを指しているのか。</p> |



|                        |   |
|------------------------|---|
| <p>事務局<br/>(佐藤副主幹)</p> | <p>表現についてはご指摘いただきありがたい。福祉の相談窓口では、社協で行っている成年後見制度を中心とした権利擁護の相談窓口を実施したいと考えている。紹介の内容は、市役所や土業を含む相談窓口を紹介することを想定している。公共施設の窓口のため、個別具体的な後見人の紹介は困難であると思う。複雑なケースについては、適切に処理いただける土業の相談窓口を案内したい。</p> |
| <p>近藤委員</p>            | <p>福祉の相談窓口は1階で実施するのか。手続き支援については、1階と3階の両方で実施するのか。</p>  |
| <p>事務局<br/>(斎藤主幹)</p>  | <p>イメージとしては、社協の相談窓口を1階に設置するものと理解いただきたい。</p>   |
| <p>近藤委員</p>            | <p>社協が対応するということが。</p>   |
| <p>事務局<br/>(斎藤主幹)</p>  | <p>そのとおりである。</p>  |
| <p>近藤委員</p>            | <p>資料4の の親族以外の後見方法となった場合の別途契約行為とは何を指しているのか。</p>   |
| <p>事務局<br/>(佐藤副主幹)</p> | <p>専門職が後見業務を引き受ける際に費用等が発生することも含め、このような表記をした。</p>  |
| <p>近藤委員</p>            | <p>図 において、家庭裁判所の前に専門職後見人等が並んでいるが、選任については家庭裁判所の審判を経て後見人となるため、誤解を生む恐れがある。</p>   |
| <p>渡辺委員長</p>           | <p>資料は外部に配布をするものか。</p>  |
| <p>事務局<br/>(斎藤主幹)</p>  | <p>本日の会議のために作成したものである。</p>  |
| <p>渡辺委員長</p>           | <p>成年後見センター機能を担うための7つのプロセスについて、地域福祉センターの権利擁護相談ですべて実施することは可能か。また、これらの責任者については誰になるのかが見えない。社協への委託は、社協が責任者ということであると思うがいかがか。</p>   |

事務局  
(佐藤副主幹)

市から委託した事業については、市の事業であるため、受託者の過失を除き、市の責任があると考えている。しかし、この資料のうち、「法人後見の受任」や「後見監督人としての受任」については、市として担えない部分であることから、市の責任とは区別する必要がある。検討中のものも含まれるが、この委員会の前身である「成年後見制度拡充検討委員会」から議論してきたプロセスであることから、これらの機能を揃えることを目指して準備してきた。29年1月の開館に向けて、次回の委員会以降に引き続きご意見を伺っていきたい。

渡辺委員長

未来館における成年後見センター機能の基本的な部分について、方向性は概ねよいと思うが、まだハード面、ソフト面について、それぞれ見えない部分があると感じる。各委員に意見を伺いながら検討を続けていきたい。

### (2) その他

今年度は、委員会を全3回開催することを考えている。開催時期については、10月は本庁舎で、1月においては未来館で、それぞれ開催を予定している。なるべく早めにお知らせできるようにしたい。

他にご意見やご質問はあるか。

(特になし)

では、本日の議題についてはすべて終えたので、事務局にお返りする。

### 3. 閉 会

閉会を宣言した。